

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年12月24日(2020.12.24)

【公開番号】特開2019-187634(P2019-187634A)

【公開日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-044

【出願番号】特願2018-81560(P2018-81560)

【国際特許分類】

A 4 7 J 31/02 (2006.01)

A 4 7 J 31/06 (2006.01)

B 6 5 D 77/00 (2006.01)

【F I】

A 4 7 J 31/02

A 4 7 J 31/06 1 6 0

B 6 5 D 77/00 E

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

通水濾過性シートから形成された袋本体、袋本体の対向する2面の外表面に設けられた薄板状材料からなる掛止部材、及び袋本体に充填されている抽出材料を有するドリップバッグであって、

袋本体は上縁部に易開裂線を有し、

掛止部材は、袋本体の上辺に沿った、袋本体から引き起こし不能の上部帯状部、及び

上部帯状部の下方で袋本体から引き起こし可能に形成された掛止部を有し、

上部帯状部と掛止部は掛止部材の幅方向中央部で連続し、

上部帯状部は、掛止部材の幅方向中央部に上部帯状部の上部から下方に伸びた第1折れ線を有すると共に、該第1折れ線の両側に上部帯状部の上部から下方に伸びた第2折れ線を有するドリップバッグ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

即ち、本発明は、通水濾過性シートから形成された袋本体、袋本体の対向する2面の外表面に設けられた薄板状材料からなる掛止部材、及び袋本体に充填されている抽出材料を有するドリップバッグであって、

袋本体は、上縁部に易開裂線を有し、

掛止部材は、袋本体の上辺に沿った、袋本体から引き起こし不能の上部帯状部、及び

上部帯状部の下方で袋本体から引き起こし可能に形成された掛止部を有し、

上部帯状部と掛止部は掛止部材の幅方向中央部で連続し、

上部帯状部は、掛止部材の幅方向中央部に上部帯状部の上部から下方に伸びた第1折れ線を有すると共に、該第1折れ線の両側に上部帯状部の上部から下方に伸びた第2折れ線を

有するドリップバッグを提供する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

袋本体 10 は、上辺 11a が通水濾過性シートの折山で輪になっており、下辺 11b 及び左右の側辺 11c、11d がシールされた矩形の平袋であって、対向する 2 面を有している。袋本体 10 の上辺 11a には、その全幅にわたり易開裂線として開封用ミシン目 12 が設けられている。開封用ミシン目 12 としては、ミシン目の開封を容易にする点から、マイクロミシン目を形成することが好ましい。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

なお、本発明においては、上辺 11a を折山とせず、表裏の通水濾過性シートの縁辺を重ね合わせてシールした部分としてもよい。その場合、上辺 11a のシールは、不用に剥離することはないが、袋本体 10 の他の辺のシールに比して低い引っ張り強度で剥離する弱シールとすることが好ましい。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

次に、掛止部材 20 と通水濾過性シート 41 とを合わせ、図 1A に斜線で塗りつぶした貼着域で掛止部材 20 と通水濾過性シート 41 とを貼着する。この貼着を通水濾過性シート 41 側から加熱ヘッドをあてて通水濾過性シート 41 と掛止部材 20 とを熱溶着させることにより行う場合、本来の貼着域と共に、袋本体 10 の開封開始部となる部分にも加熱ヘッドをあて、通水濾過性シート 41 に脆弱化部分を形成することが好ましい。この脆弱化部分の形成により袋本体 10 の開封に必要とされる力を特に低減させることができるので好ましい。